

## 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会（第3回）議事概要

- 1 日 時 令和2年10月14日（水）10:00～11:15
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 （委員）  
新美委員（座長）、大塚委員、小池委員（代理：山井氏）、猿田委員、鈴木委員、関委員、西村委員、長谷川委員、藤田委員、御手洗委員、森谷委員、安井委員、山田委員、若山委員  
（環境省）  
松澤環境再生・資源循環局次長、神谷不法投棄原状回復事業対策室長  
ほか
- 4 議 題  
令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（案）について
- 5 配布資料  
資料：令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（案）  
参考資料：令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会（第2回）議事概要
- 6 議 事 検討会は公開で行われた。
- 7 議事概要  
（1） 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（案）について  
環境省から資料に基づき説明した。  
委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。  
  
【4. 現行の支援の在り方の点検・評価について】  
○ 基金が枯渇すると都道府県等が搬入規制を行い、結果的に重大な支障が生じると読めてしまうため、表現を工夫するか、域外からの産業廃棄物の搬入による不法投棄に代執行を行うと、その都道府県等だけ費用負担することになり不公平であることが課題、と書くことでも良いと考える。  
○ 基金が枯渇した場合の問題点を端的に記載すべきで、「なりかねない」という表現

で決めつけているわけではないため、この表現で問題ないと考える。

- 基金の全体図を描いていると理解しており、この表現で良いと考える。
- 現行の事前協議制等は適正処理を確保するためと認識している。懸念を表現するのであれば、流入防止のために規制の強化や新設が起こり得るとか、都道府県等が財源を独自に捻出するため、域外からの産業廃棄物の搬入に対して経済的な負担も求める可能性がある、といった記述にしてはどうかと考える。  
→（座長）議論の点の表現については、座長預かりとさせていただきたい。
- 「現状の要請額を確実に確保するため、より幅広い協力を得る仕組みが必要」とあるが、「仕組み」というと何か新たなものをつくるニュアンスにとれるため、検討会の趣旨としては「こと」とすべきではないか。  
→（環境省）異見がなければ、修正して差し支えないと考える。

#### 【5.（1）産業界からのより幅広い出えんの協力について】

- マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等に対する協力依頼及びこれまで出えんを得られていないマニフェスト頒布団体等に対してさらなる働きかけを国からしっかり行っていただきたい。  
→（環境省）しっかり対応をする。
- 「国はマニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、可能な限り産業界の負担額の満額を全体として確保できるように努める。」とは、マニフェスト頒布団体等で8千万円担うという意図で記載されているのか。  
→（環境省）詳細は今後検討するが、産業界負担分の足りない分を確実に確保できるように関係者に協力を依頼すると考えている。  
→今後の具体的な要請額についてはこの場で決められず、今後各団体と意見調整し決めると理解した。
- 最終的にマニフェスト頒布団体等に要請すると読めるため、「可能な限り産業界の負担額の満額を全体として確保できるように努める。」というのは段落を変えて記載してはどうか。  
→（環境省）現在産業界の負担額が足りていない状況にあり、満額に近づけていくための考え方を、3回にわたって関係者の間で整理したものであるため、原案の通りとしたいと考えているが、意見をいただきながら整理したい。
- 産業廃棄物の関係者に広く薄く負担を求める観点から、サプライチェーンの帰着点としてのマニフェスト頒布団体に出えんを要請する現在の仕組みは極めて合理性が高いと考える。今回の報告書に記載されている「マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体への協力依頼」については、現在の仕組み、考え方を維持

した上で、産業界の負担額のうちどうしても確保が困難な部分について補うため、ほかの団体に協力を依頼するものと理解している。その点を明確にするための表現にしていきたい。最終的には座長に委ねるが、協力依頼はこのような考え方に基づいて今後運用されると理解しており、その前提で協力することを考えている。

- マニフェスト頒布団体等に負担をいただいていること自体を仕組みと設定しているわけではないため、現状の認識が異なる。

#### 【5. (2) 支援額の絞り込みについて】

- 不法投棄等の未然防止において事業者への指導は重要な取組であり、域外からの産業廃棄物に対して、事前協議制等を設けることによって持ち込まれる都道府県等は、指導の機会を確保している。受入方針が事前協議制等を指している場合、不法投棄等の未然防止を求めている一方で、公平性の観点から事前協議制等を支援額の絞り込みに考慮するというのは矛盾していないか、と懸念している。また事前協議制等について都道府県等の間で、公平性の観点が問題になったことはないため、報告書の中に記載する説明ができないと考える。受入方針が事前協議制等を指していないのであれば、具体的にしていきたい。
- 搬入規制については、都道府県等は域内で不法投棄等が起きないように注意を払う必要がある一方で、域内外の事業者に対して差別的な扱いをするときは、域外で不法投棄等を引き起こさないよう注意する必要もある。どちらから見るかによって違ってくるためバランスを取った対応をする必要がある。  
→ (座長) 議論の点の表現については、座長預かりとさせていただきたい。

#### 【5. (3) 支援の在り方についての今後の方向性】

- 「出えんに協力しやすい環境を整備すること」及び「支援の在り方を継続的に見直すこと」については、国が行うことであるため明確にするべきである。  
→ (環境省) 主語は国であるが、支援の在り方を継続的に見直すことは、国だけで決められるわけではないため、再度検討会を開くことも含め、まずは国において必要な検討をすることを考えており、その点がわかるように修正をする。
- 基金の枯渇が進んでおり、現状から考えると3年程度しかもたないと危惧している。継続的に検討することにはなっているが、「3年を目途に」など年限を入れた方が良いのではないか。
- 基金が枯渇することはあってはならないため、しっかりと状況を監視し、必要が

あれば見直していくことは必要だと考える。

- 緊迫感を持たせるため3年と記載することは理解できるが、他方で報告書の中には不法投棄等を取り締まることも記載されている。不法投棄等を減らす努力を記載する一方で、不法投棄等の現在の水準を前提に基金の枯渇を予想した年限を記載することについて、報告書全体のなかでの意味合いを、よく検討する必要があると考える。
- 不法投棄の原状回復事業の1件あたりの費用は1億、2億などもあり、全量撤去となるとさらに費用がかかる。不法投棄等の未然防止を行うといっても必ず不法投棄等は発生し、現状は極めて少額の基金を丁寧に使っていることを共通認識としていただきたい。
- 緊迫している現状から、年限は記載した方が良いと考える。
- 平成28年度以降の支援額の実績が、環境省の見通しを超える支援の案件があったことや、今後協力を求めるマニフェスト頒布団体等やそれ以外の産業界の方にとだけ協力いただけるかというのを、早い段階で振り返る必要があると考えるため3年目途という表現は是非入れていただきたい。  
→（座長）基金が枯渇し極めて懸念すべき状況にあり、猶予のない状態であるということを含めて報告書のまとめを行う。

#### 【おわりに】

- 産業界の多大な協力により基金を運用してきたが、行政の在り方、原状回復の方法、産業廃棄物の適正処理などにおいて、基金の果たしてきた効果を実感しており、最後に「基金の果たしてきた効果も勘案し」と記載されていることは非常に良いことだと考えている。

座長から、議論を踏まえて報告書案の必要な修正については一任いただきたいとの発言があり、委員から了承された。

#### (2) その他

- 全国知事会から、都道府県の意見（域外からの搬入についての事前協議制に関する意見を除く）を取りまとめたものとして、以下の点について説明があった。
  - 産業界への出えん協力の依頼に当たっては、出えん者が社会的に評価されるよう工夫すること等により、幅広く出えんを促し、十分な財源を確保すること。また、社会貢献の観点からの任意の拠出によって財源が確保されない場合には、財源確保の確実性を担保できる新たな方法を検討すること。

- 基金の充実にに向けた努力にもかかわらず、大型の支援案件の発生等により、万一、支援のための資金に不足が見込まれる場合には、国において現行水準の支援を維持できるよう資金を確保すること。
  - 支援額の絞り込みについての詳細な運用は、基金を管理している産業廃棄物適正処理推進センターと環境省とが協議し、決定するとのことであるが、その際には、都道府県が意見を述べる機会を確保すること。また、都道府県の意見を十分反映した上で、絞り込みに関する基本的な考え方を明確に示すこと。
- （環境省）都道府県の意見はしっかり受け止めつつ、この検討会で頂いた意見も踏まえて対応していく。

- 環境省環境再生・資源循環局松澤次長より、以下の発言があった。
  - 基金の枯渇が懸念される状況でどういう形でお金をあつめていくかなど、委員の皆様方から率直な意見を賜り心から感謝申し上げたい。
  - 都道府県等、排出事業者、産業廃棄物処理業界、それぞれの取組の効果により不法投棄等の件数は大きく減少しているが、まだ、がれき、木くずなどの不法投棄が残っているので、引き続き不法投棄等対策は必要である。
  - 同時に基金による支援も必要で、全国の産業廃棄物処理システムの安全・安定を維持する最後のセーフティーネットとしての役割がある。
  - 今回基金の枯渇が懸念されているため民間からの出えんについて、多大なる協力をいただいているマニフェスト頒布団体等だけでなく、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体、これまで出えんを得られていないマニフェスト頒布団体等にも協力依頼や働きかけを行わせていただきたい。
  - 支援額の配分にあたっては、責任追及を徹底的に行うという原則に従って、努力いただいた都道府県等が報われるように配分することが大事だと考えている。
  - 国としては、関係する皆様の協力をいただいて不法投棄等のリスクを小さくしていくように努めていきたい。

以上